

令和3年12月6日

居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

津市健康福祉部介護保険課長

短期入所サービス利用時の居宅サービス利用について（通知）

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

短期入所サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護）の利用が認定期間の半数を超える場合（いわゆる「ロングショート」）、本市に対し、短期入所サービスの利用について申請書の提出をお願いしています。本市としましては、当該申請書において利用者の状況や置かれている環境と、今後の長期利用の解消に向けた取組を確認し、やむを得ないと判断するものについて、特例的に利用をお認めするところです。

一方で、これまで短期入所サービスの利用が月の半数を超え、かつ長期利用の解消の見込みが立たない状態が続く利用者につきましては、施設入所と変わらない利用とみなし、他の居宅サービスの利用については介護保険での給付を制限してまいりました。

しかしながら、この給付の制限により短期入所サービスを長期利用せざるを得ない人が一時的でも自宅で過ごしたいというニーズに対し、選択の抑制や負担の増大を招く結果となっています。また、短期入所サービスの利用が当該月の半数を超えることだけを持って、居宅サービスの利用ができないと判断され、過剰な制限になっているというお声もあります。

これらのことから、利用者が可能な限り在宅生活を維持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために十分な支援ができるように、上記給付の制限を緩和する取扱いといたします。（半数越えを理由に自費利用にする必要はありません。）

自費利用等すでに居宅サービス計画に記載があれば、軽微な変更としていただいて構いません。利用者の状況やサービス提供事業所での対応等を考慮し、可能であれば令和3年12月サービス利用分から見直しをしてください。

なお、利用が認定期間の半数を超える場合の「短期入所サービス利用申請書」の提出は引き続き必要です。認定期間の半数を超える月に提出してください。

◆短期入所サービスの長期利用について

短期入所サービスは利用者の自立した在宅生活の継続のために利用されるサービスであり、長期利用はサービスの趣旨に反するとともに、他の利用者の利用

を妨げることにもなりかねません。短期入所サービスの長期利用と他の居宅サービスの併用については制限を緩和しますが、漫然と長期利用を継続することを容認するものではありません。

居宅サービス計画において月の半数を超える短期入所サービスを位置づける場合にあっては、担当者会議で必要性やその他の手段を十分に検討し、認定期間の半数を超えないように調整してください。そのままの利用が継続する場合も、必要に応じて、心身の状況等に合わせて現実合った施設への申し込みを検討するなど解消に向けて必要な支援を行い、長期利用の早期解消に努めてください。

◆福祉用具貸与について

福祉用具貸与については、短期入所サービス利用中でも利用できるものとなりますが、以下の場合には、算定を認められませんのでご注意ください。

① 短期入所施設内のみで利用する場合

施設内で使用される福祉用具は施設が用意すべきものと考えられますので、施設内でのみ利用する目的での福祉用具貸与は保険給付の対象外です。福祉用具貸与は利用者の居宅で使用されるべきものです。ただし、居宅で利用している使い慣れた福祉用具を施設に持ち込むこと自体は、問題ありません。

② 当該月に利用者が自宅に戻らず、利用の実績がない場合

福祉用具貸与が短期入所中に認められている理由として、利用中の短い期間で一度返却し、退所後再度貸与するということが不合理であるためと考えられますが、在宅での福祉用具の利用が想定されない長期利用の場合には適用されないと言えます。予め短期入所サービスの長期利用が見込まれ在宅にいない計画を立て、実際に福祉用具の在宅利用がなかった場合などは算定が認められません。(在宅での福祉用具の利用を予定していたが、本人の体調等で結果的に在宅の利用がなかった場合については算定可。その後のサービス利用については必要に応じて見直しを行ってください。)

事務担当
介護保険課介護保険担当
電 話 059-229-3149
F A X 059-229-3334